

### 埼玉県報

第2208号

平成22年8月10日

火曜日

### 目次

### 規則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- 埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)

#### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(NPO活動推進課)
- <u>圏央鶴ヶ島Ⅰ C 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書の計画等策定者の</u><u>氏名等の公告及び縦覧(環境政策課)</u>
- 粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正(大気環境課)
- 粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正(大気環境課)
- 粒子状物質を減少させる装置の指定(大気環境課)
- <u>平成22年度クリーニング師試験の実施(保健医療政策課)</u>
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業支援課)
- 清算法人行田市太田地区土地改良区清算人退任届(加須農林振興センター)
- 高須賀用排水路土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 葛西用水路土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)

子県報システム 定期号
○ 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
○ 春日部都市計画用途地域の変更の案の縦覧(都市計画課)
○ <u>宅地建物取引主任者の聴聞(建築安全課)</u>
○ 一般国道二百九十九号の区域変更(秩父県土整備事務所)
○ <u>県道越谷野田線の区域の変更(越谷県土整備事務所)</u>
○ <u>県道越谷野田線の供用の開始(越谷県土整備事務所)</u>
○ 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
○ <u>県道三郷松伏線の区域の変更(越谷県土整備事務所)</u>
○ <u>県道三郷松伏線の供用の開始(越谷県土整備事務所)</u>
○ 開発行為に関する工事の完了公告(川 越建築安全センター)

- 古物商に係る許可取消し(生活安全企画課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助させようとする者(監査第一課)

### 規則

ク ij ニング業法施行細則 の 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第九十号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 クリー ニング業法施行細則 (昭和四十年埼玉県規則第五十号) の一部を次のよう

第二条及び第三条を削る。

第四条ただし書中「 を「二回」に 込改め、 同条を第二条とする。

とする。 第三十五号。 第五条中「 場所、 第六条において「省令」 の下に「クリー という。 ニング業法施行規則 )第三条の」 (昭和二十五年厚生省令 を加え、 同条を第三条

第六条を削り、第七条を第四条とする。

第八条中「第四条」を「第二条」に改め、 同条を第五条とする。

号とし、 七号とし、 第六号とし、 同 号を同条第二号とし、 を同条第三号とし、 第五号とし、 条第四号とし、 第九条第二号を削り、 同条第十号及び第十一号を削り、 同条第九号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、 同条第八号中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、 同条第七号中「 同条第六号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、 同条第五号中「様式第五号」 同条第四号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、 同条第三号中「様式第三号」を「様式第二号」 様式第七号」を「様式第六号」に改め、 同条を第六条とする。 を「様式第四号」に改め、 同号を同条第八 同号を同条第 に改 同号を同 同号を同 同号を 同号

様式第一号中「(半9 条関係)」 や「(第6条関係)」 に改める。

様式第二号を削る。

とする。 様式第三号中「(船9 条関係)」 を  $\neg$ 絶絶 6 条関係)」 に 改 め、 同様式を様式第二号

とする。 樣式第四号中 第 9 条関係)」 を \_ 絶絶 6 条関係)」 に 改め、 同様式を様式第三号

四号(一) 樣式第五号 とする。  $\widehat{\phantom{a}}$ 中 徭 9 条関係)」 を  $\neg$ 第 6 条関係)」 に 改 め 同 様式を様式

樣式第五号  $\overline{\underline{\phantom{a}}}$ 中 () 9 条関係)」 を「(第 6 条関係)」 に 改 め 同様式を様式

第四号(二)とする。

第四号(三)とし、同様式の次に次の一様式を加える。 様式第五号(三)中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に改め、 同様式を様式

#### 様式第5号(第6条関係)

受	付	ED	欄	申請手数料収入済欄

#### クリーニング師免許申請書

(あて先)

埼玉県知事

				年	月	日
		( ₹	-	)		
住	所					
氏	名					
電話習	昏号	自宅(	携帯)	(	)	
		勤務先	5	(	)	

次のとおりクリーニング師の免許を受けたいので、申請します。

本	ŧ	音	地					都	道	
(	国	籍	)					府	県	
ısı	IJ	が	な	(氏)					(名)	
氏			名							
	通		称							
生	年	月	日	年	F	1	日	性	生 別	男・女
試年	験	合	格日	年	F	1	日	合 格	通知番号	
試	験る	合格	地	t	奇玉.	県				
NIV =									X	
		うお う			都	道		ī	₽	
す	る	場	所		府	県		₹	部	

#### 添付書類

戸籍の謄本又は抄本(外国人の場合は、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125号)第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書)

注 印欄は、外国人で免許証に通称の併記を希望する場合に記入すること。

#### 様式第6号(第6条関係)

受	付	ED	欄	申請手数料収入済欄

クリーニング師免許証再交付申請書

(あて先)

埼玉県知事

		年	月	日
	( 〒 -	)		
住 所				
氏 名				
電話番号	自宅(携帯)	) (	)	
	勤務先	(	)	

次のとおりクリーニング師免許証の再交付を申請します。

登	録	番	号	第		号	登	録年月1	3	年		月	日
再	交介	寸 理	由	破つ	た	汚し	した	失	つた				
本	£	音	地							都	道		
(	国	籍	)							府	県		
ıΣı	IJ	が	な	(氏)					(名)				
氏			名										
	通		称										
生	年	月	日		年	月		日	性	別	男	; •	女

#### 添付書類

クリーニング師免許証を破り、又は汚したときは、その免許証 注 印欄は、外国人で免許証に通称名が併記されている場合に記入すること。

#### 様式第7号(第6条関係)

受	付	ED	欄	申請手数料収入済欄

クリーニング師免許証訂正申請書

(あて先)

埼玉県知事

				年	月	日
		( ₹	-	)		
住	所					
氏	名					
電話都	昏号	自宅(	携帯)	(	)	
		勤務先	;	(	)	

次のとおり記載事項に変更を生じたので、クリーニング師免許証の訂正を申請します。

登	録	番	号	第	号	登録年月日	年	月	日
変	更	理	田	婚姻	養子緣絲	组 転籍	氏名の変更		
夕	丈	垤	Н	離婚	帰化	その他(	)		
変	更	理	由		年				
年	F	1	日		+	. Д	H		

変	更	事	項		変	更	前			変	更	後	
本	頛	音	地					都道					都道
(	玉	籍	)					府県					府県
ısı	IJ	が	な	(氏)			(名)		(氏)		(술	子)	
氏			名										
	通		称										
生	年	月	日				年	月		日			

#### 添付資料

- 1 クリーニング師免許証
- 2 戸籍の謄本又は抄本(外国人の場合は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書)
- 注 印欄は、外国人で免許証に通称の併記を希望する場合に記入すること。

様式第八号を削る。

様式第九号中「(船9淞쨆噺)」を「(船6淞쨆噺)」に改め、同様式を様式第八号

とする。

様式第十号及び様式第十一号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上田 清司

# 埼玉県規則第九十一号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則(昭和四十一年埼玉県規則第五十三号) の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項第十一号中「五年」を「十年」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の一項を加える。

(受講手当の日額の特例)

3 るのは、「七百円」とする。 けた場合における第六条第二項の規定の適用については、 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業訓練を受 同項中「五百円」とあ

附則

適用する。 二十二年三月十八日から、 こ の規則は、 公布の日から施行し、 改正後の附則第三項の規定は平成二十二年四月一日から 改正後の第三条第一項第十一号の規定は平成

# 埼玉県告示第千百三号

条第二項の規定により公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非 次のとおり申請書が提出されたので、 同

tamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターに び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、 ネットを利用する方法 (埼玉県NP 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 〇情報ステー お ション (http://www.sai いて備え置く方法並びに 県民生活

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月二日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぱっそ

三 代表者の氏名

柳澤 雅代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩千二百三番地二

五 定款に記載された目的

を行 この法人は、 クオリティ 高齢者及び障がい者に対し、 オ ブ ラ イフの向上に寄与することを目的とする。 運動を中心にした機能回復や介護

# 埼玉県告示第千百四号

条第二項の規定により公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非 次のとおり申請書が提出されたので、 同

tamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターに び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、 ネットを利用する方法 (埼玉県NP 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 〇情報ステー お ション (http://www.sai いて備え置く方法並びに 県民生活

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月二日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ランポーネ

三 代表者の氏名

高橋 和重

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市村岡四一八番地六

五 定款に記載された目的

化と文化活動、 問し合唱活動を行うとともに、 に対しても地域コミュニティとしての集いの場を提供し、 この法人は、 福祉の増進に寄与することを目的とする。 障害者と健常者が一緒になって、 障害者の福祉サー 病 院 • ビス事業他、 福祉施設 地域社会 地 域 の の多くの人々 幼 雅園他 の活性 へ訪

# 埼玉県告示第千百五号

出されたので、 の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す 次のとおり申請書が提

県 N P する。 Ρ 〇活動推進課におい 情報ステー 当該申請に係る変更後の定款を申請のあっ ション (http://www.saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供 て備え置く方法並びにインター ネッ た日から二月間、 トを利用する方法(埼玉 県民生活部N

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十二年八月二日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活介護ネットワーク

三 代表者の氏名

西村 美智代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区中川二九九

五 定款に記載された目的

た幅広 活自立を支援するサー きる充実した福祉制度、 生活介護ネットワークは、 ίI 層の ついて調査、 人々がともに考え、 ビスを提供することを通じて、 および地域社会実現のために、 研究、 高齢社会にあって、 提言するとともに、 学び、行動する会です。 安心して老後を迎えることがで 高齢者障害者等、 よりよい市民社会を目指 年齡、 私たちの会は、市民が 性別、 職業を越え 市民の生

埼玉県告示第千百六号

等策定者の氏名及び住所等について公告し、 圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書 及び当該計画書を次のとおり縦覧に供 一の計画

平成二十二年八月十日

する。

埼玉県知事 上 田 清

司

計画等策定者の氏名及び住所

イ 氏名

埼玉県知事 上田 清司

口住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

| 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想

口種類

複合事業 (工業団地の造成、 研究所用地の造成、 流通業務施設用地の造成)

三縦覧期間

平成二十二年八月十日 (火) から同年九月十日 (金)まで (ただし、 土曜日、

日曜日及び休日を除く。)

四縦覧の時間及び場所

イ 時間

午前九時から午後四時三十分まで

口場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市生活環境課

川越市環境政策課

狭山市生活環境課

坂戸市環境政策課

日高市企画課

五 意見書の提出

当該計画書につい て環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、 計画等

策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十二年八月十日(火)から同年九月十日(金)まで

口提出先

埼玉県産業労働部企業立地課

埼玉県告示第千百七号

改正する。 第千六百七号 (粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように 粒子状物質を減少させる装置の指定に変更があったので、平成十四年埼玉県告示

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

サアトペソ」に改める。 表PM低減装置 (ME403959) M P R C40)の項までの規定中「ヴィルフニーケ・ポーケ」を「アルバーケ・ (ME403960) の項からPM低減装置

埼玉県告示第千百八号

うに改正する。 第千七百五十一号 (粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のよ 粒子状物質を減少させる装置の指定に変更があったので、平成十四年埼玉県告示

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上田 清司

に改める。 エクロート」や「三菱ふそうトラック・バス株式会社 表PM低減装置(MPR L31)の頃中「三菱自動車工業株式会社 アルバート・キルヒマン」 ロルフ・

埼玉県告示第千百九号

ಕ್ಕ の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、 埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項 次のとおり告示す

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定する減	少装置の	D名称等	製作又I	ま販売		
名 称(型式)			する者( (法人) ては名利 代表者 名)	こあっ 称及び	装着対象自動車	その他の条件
A C R P	DPF	初度登	株式会社	性 A C	日産ディーゼル工業株式	
MR(AC	(ディーゼル	録後	R		会社製 Z D 3 0 型原動機	
R PMR	ハ゜ティキュ		松岡	寛	(105馬力・自然吸気	
- 5 - 0	レートフィル				式のみ)を搭載している	
2 )	9-)				自動車のうち、平成9年	
					規制に適合するもの	

#### 備考

- 1 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「DPF」(ディーゼルパティキュレートフィルター)とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。
- 2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期(当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。)が、当該自動車が道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。
- 3 平成9年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成8年運輸省令第4号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

# 埼玉県告示第千百十号

クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一 項の規定により、

クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 試験期日及び場所

		十一月五日(金)	平成二十二年	試験期日
川越少年刑務所	川越市大字南大塚千五百八	埼玉県クリー ニング会館	さいたま市西区西遊馬番千二百七十番地一	試験場所

## 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- ハロ 公衆衛生に関する知識
- 洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 受験資格

- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者
- 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修

了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年

の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同

等以上の学力があると認められる者

### 兀 受験手続

### 1 提出書類

クリーニング業法施行規則 (昭和二十年五年厚生省令第三十五号)第三条に

規定する受験願書及び書類

### 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

### 八 受付期間

平成二十二年九月二十一日 (火) から十月五日 (火) まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一 時三十分から午後四時

郵送の場合は、平成二十二年十月五日までの消印のあるものに限る。

一 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

イ 埼玉県 イ 合格発表

五

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前

平成二十二年十二月十五日(水)及び十六日(木)午前十時から午後五時ま

で

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十二年十二月十五日(水)午前十時から平成二十三年一月十四日(金)

午後五時まで

埼玉県告示第千百十一号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部三井ショ ッ ピングセンター

春日部市粕壁東二一 十七一 六外

変更の概要

大規模小売店舗にお ١١ て小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ロビンソン・ジャパン

代表取締役 山口義之

東京都港区芝公園四一 兀

変更後) 株式会社そごう・西武

代表取締役 山下國夫

東京都千代田区二番町五番地二十五

八 変更年月日

平成二十一年九月一日

届出年月日

平成二十二年七月三十日

縦覧期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで

Ξ 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

兀 意見書の提出

の地域の生活環境の保持 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗の周辺 県に

イ 対 し 意見書の提出により これを述べることができる。

意見書提出期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百十二号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部三井ショ ッ ピングセンター

春日部市粕壁東二一 十七一 六外

変更の概要

駐車場の位置及び 収容台数

(変更前) 位 置 図面省略 収容台数 一〇五九台

(変更後)位置 図面省略 収容台数 七七二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 四箇所 位 置 図面省略

(変更後)三箇所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十三年三月三十一日

届出年月日

平成二十二年七月三十日

縦覧期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで

Ξ 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興 セ ンター

兀 意見書の提出

イ対のし、域 し、意見書の提出により、これを述べることができ地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 て意見を有する者は 当該大規模小売店舗の周辺

意見書の提出により、

意見書提出期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年十二月十日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

# 埼玉県告示第千百十三号

った。 太田地区土地改良区から退任した者の氏名及び住所について、次 る同法第十八条第十六項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項にお 平成二十二年一月二十九日解散 のとおり届 した行田市 いて準用す 出があ

平成二十二年 人 月 日

埼玉県 知 事 上 田 清 司

清算 人の氏名及び住所

所

名

林 樂 行田市藤間四八七番地

本 展 男 司 関根八九三番地

治 司 小針三四二五番地

長谷部

進

坂

齋

藤

孝

次

百

若小玉一五五八番地

//\ 氏

百 下須戸一三七九番地

真名板六二四番地

田

芳

田

埼玉県告示第千百十四号

氏名及び住所について、次のとおり届出があった。 高須賀用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任

氏名住

所

職 名

理 事 増 山 順三 幸手市大字内国府間 七三八番地

退任

職 名

理 事

増 山

勝 一 氏名住

住

幸手市大字内国府間

七三八番地

埼玉県告示第千百十五号

葛西用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のと 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

おり届出があった。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名

理 事 職 名 三ツ林 隆 志 住 幸手市大字千塚 所

四九〇番地

埼玉県告示第千百十六号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇〇九 二三 〇 号

雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

熊谷市玉井三三五番、外一七筆

 $\equiv$ 雨水流出抑制施設の容量

四二二・四四立方メートル

浸透効果量 〇・〇一一立方メートル毎秒

埼玉県告示第千百十七号

第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法 都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

春日部都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

春日部市南栄町の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県越谷県土整備事務所、 春日部市都市整

備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年八月十日から平成二十二年八月二十四日まで

埼玉県告示第千百十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十九条第一項の規定に

より、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 聴聞の日時及び被聴聞者

		日午後一時三十分
加須市日出安一一三十二	遠井正	平成二十二年八月二十四
の所在地又は住所	くは名称又は氏名	T C
被聴聞者の主たる事務所	被聴聞者の商号若し	恵引の日寺

## 一 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 一〇一会議室

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

一 道路の種類 国道

二 路 線 名 二九九号

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
山字半平九八二番一地先まで	四四番地先から同郡同野父郡小鹿野町三山字半平	区間
- ・四〇〜	二五・五〇~	(メートル) 敷地の幅員
- C -	- - - - - -	(メートル) 長
() () 記 () ()	半う反役道路と道路改築工事に	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十二年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十二年八月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長南、沢 郁 一郎

一 道路の種類 県道

二路線名 越谷野田線

三 道路の区域

新	IB	旧新別
字下根通一六五九番五地先まで	八番ー地先から司市大字上内川吉川市大字上内川字上中通一二	区間
回・回0	0・八〇	(メートル) 敷地の幅員
-	上 ・ O	(メートル) 延長
		備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十二年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十二年八月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長南、沢 郁 一郎

越谷野田線	路線
番 先 吉	名 
番五地先まで 先から同市大字上内川字下根通一六五九吉川市大字上内川字上中通一二八番一地	供用開始の区間
平成二十二年八月十日	供用開始の期日
延長二一七・〇〇メートル境玉県越谷県土整備事務所境玉県越谷県土整備事務所	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十二年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十二年八月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長南、沢 郁 一郎

メートル			
始である。延長一二三・〇〇			
ける道路区域の一部供用開	平成二十二年八月十日	同市大字保字上河原五三番一地先まで	葛飾吉川松伏線
埼玉県告示第九五四号にお		吉川市大字保字上河原六一番一地先から	
平成九年六月二十七日付け			
備考	供用開始の期日	供用開始の区間	路線名

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十二年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十二年八月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長南、沢 郁 一郎

一 道路の種類 県道

一路線 名 三郷松伏線

三 道路の区域

新	П	旧新別
_	から司市大字加藤九三番二地先吉川市大字加藤一三六番二地先	区間
九・五〇 ~	七・四〇 ~	(メートル)
		(メートル) 延長
		備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十二年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十二年八月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長南、沢 郁 一郎

三郷松伏線	路線名
ら同市吉屋二丁目一六二番二地先まで吉川市大字加藤字中道一五三番三地先か	供用開始の区間
平成二十二年八月十日	供用開始の期日
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月十日

埼玉県川越建築安全センター 所長 若 林 祥 文

一許可番号

平成二十一年九月三十日

指令川建セ第二一〇〇九五〇号

一 検査済証番号

平成二十二年八月五日

川建セ第二二〇〇四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字田甲字岡谷六四三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大塚新町五六番地七

沼裕二

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり埼玉県公営企業告示第四号

一般競争入札に付する。

平成二十二年八月十日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量(単価契約) 以下の物品ごとに入札に付する。
  - ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 8,953 トン
  - イ 水道用液体塩素 994トン
  - ウ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,611 トン
  - エ 水道用液体苛性ソーダ 786 トン
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間

平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで(詳細は入札説明書による。)

(4) 納入場所 埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場(詳細は入札説明書による。)

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する要綱(平成 20 年 8 月 1 日)に基づき、「物品の販売」のA等 級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年4月1日)に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成21年4月1日)に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であ

ること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局 水道施設課水質担当 走出 真 電話048-830-7071(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできな い場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 9 月 21 日 (火)午前 10 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 9 月 21 日 (火)午前 10 時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会2階 埼玉県企業局財務課執務室 なお、開札への立会いは不要とする。

- イ 開札日時
  - (ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成 22 年 9 月 21 日 (火)午前 10 時 30 分
  - (イ) 水道用液体塩素 平成 22 年 9 月 21 日 (火)午前 11 時 30 分
- (ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成 22 年 9 月 21 日 (火)午後 1 時 30 分
- (エ) 水道用液体苛性ソーダ 平成 22 年 9 月 21 日(火)午前 2 時 30 分
- (5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号 埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7035 (直通)

- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入 札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下 「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成22年8月27日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - (ア) システムを利用する場合 システムから確認申請する。
  - (1) 紙媒体の入札書を郵送する場合 3(1)の場所に郵送(書留郵便又は簡易書留)により提出する。
- イ 入札者は、3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札
- ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第 13号)第9条の規 定に該当する入札
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の 競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、 埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話 048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号)に提出すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:
  - a)Polyaluminium Chloride 8,953 tons
  - b)Liquefied Chlorine 994 tons
  - c) Sodium hypochlorite 1,611 tons
  - d)Sodium hydroxide 786 tons
- (2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 10:00 a.m.21, September, 2010. (Tendering by registered mail must be received by 10:00a.m.21, September, 2010)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Facilities Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7071

### 告 示

埼玉県公安委員会告示第234号

次の者に送達する書類(平成22年7月28日付け埼玉県公安委員会指令甲第330号)を、埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成22年8月10日

埼玉県公安委員会委員長 髙 梨 邦 彦

- 1 送達を受けるべき者埼玉県秩父市下吉田5719番地 舩嵜 茂夫
- 2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先
- (1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- (2) 048-832-0110 (内線3036)
- 3 到達の日

平成22年8月24日(火)をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に 到達したものとみなす。

埼玉県監査委員告示第五号

平成二十二年八月十日規定により、次のとおり告示する。規定により、次のとおり告示する。定する包括外部監査人中島茂喜の監査の事務を補助する者について、同条第二項の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規

弘市巳夫

埼玉県監査委員埼玉県監査委員 埼玉県監査委員 鈴 神 米 根 木山田岸 義佐正和

中村裕司	補助する者の氏名
一丁目三番二十号東京都目黒区八雲	補助する者の住所
平成二十三年三月三十一日平成二十二年八月十日~	補助できる期間